

日本人市民にとっての指紋押捺拒否運動 ——茅ヶ崎市「指紋押捺拒否を考える会」を題材に——

櫻井 すみれ

はじめに

本稿の目的は、神奈川県茅ヶ崎市における指紋押捺拒否運動を題材に、運動の実相を整理し、そのうえで運動に関わった日本人市民にとって、それがいかなる意味をもったのかを明らかにするところにある。

指紋押捺拒否運動は、1980年代に外国人登録法（1952年4月28日公布・施行、2012年廃止。以下、外登法）の第14条に課せられた指紋押捺の義務⁽¹⁾を自覚的に拒否することで、法の不当性や外国人差別を訴え、植民地支配の歴史を問う運動であった。運動は1980年9月、新宿区役所にて韓宗碩（1928年生まれ、9歳で渡日）が外国人登録証（以下、外登証）の切り替え時に押捺を拒否したところから始まる。その後、在日2・3世を中心に押捺拒否者が続出、とりわけ10代の拒否者が現われるとメディアも全国的に報道した。そして拒否者の声に呼応するかたちで、在日華僑や欧米出身の人びとも運動に加わっていった。押捺を拒否すると自治体によって告発され、警察および検察からの取り調べを受ける。場合によっては、刑事被告人として起訴されるケースもあった。拒否者がでると、周囲の弁護士や市民らによって支援活動が行われた。1985年は外登証の大量切り替え年にあたり、指紋押捺の留保者と拒否者が1万人に達した⁽²⁾。運動の高まりをうけ、1990年4月の日韓外相会談において指紋制度の廃止が発表され、1991年1月の海部首相訪韓時に調印された「日韓覚書」により2年以内の廃止が確定した⁽³⁾。

指紋押捺拒否運動については、運動に携わった活動家や弁護士、学者らによって指紋制度の違憲性や裁判の争点、運動の全般的な概要が整理されている⁽⁴⁾。90年代以降はこれらに加え市民団体の発刊した資料をもとにした研究が出てくる。主な先行研究として、第一に、政治学の立場から、運動を成功事例として捉え法改正に至る要因を明らかにした研究⁽⁵⁾、第二に、在日朝鮮人のアイデンティティ変容の観点から、運動における拒否者らの言説を通して、自己を「市民」「住民」へと規定していく過程を論じた研究⁽⁶⁾、第三に、帝国主義史研究の視座から、戦後の日本社会に連綿と続く帝国の意識を、指紋制度の歴史から繙く研究⁽⁷⁾に大別できる。

近年では各地の運動事例を取り上げる研究も出ている。塚島順一は、川崎市の事例を取り上げ運動関係者へのインタビューを通して、自治体職員が運動に果たした役割について明らかにしている⁽⁸⁾。大槻和也は、調布市における指紋押捺拒否運動を題材に、朝鮮近現代史研究者の梶村秀樹と運動との関わりを論じた⁽⁹⁾。指紋押捺拒否運動は、広範な地域で

展開され、運動の盛り上がりが高潮に突入した1984-85年には約150の市民運動団体が発足したという⁽¹⁰⁾。各地での詳細な取り組みを明らかにすることは、運動の全体把握の観点からも必要な作業である。

しかしながら、後述するように70年代から民族差別撤廃運動が盛んに取り組まれてきた川崎市の事例や、梶村のような運動そのものを牽引していた知識人が、グループの中心メンバーとして参加していた事例は、全国的にみるとむしろ稀なケースといえる。多くは、地域ごとに運動のキーパーソンとなりうる人物がいたり、地域住民らが運動の担い手となったはずだ。本稿で取り上げる茅ヶ崎市は、川崎市や横浜市とは異なり民族差別撤廃運動の基盤はなく、また県内でも外国籍住民が少ない地域である。そのなかで、どのような運動が展開されたのか。茅ヶ崎における取り組みを検証することは、外国人の人権と日本人の歴史意識が問われた問題について、地域の住民たちがどう向き合ったのかを知るうえで重要であろう。

本稿は、茅ヶ崎市で指紋押捺拒否の問題に取り組んだ「指紋押捺拒否を考える会」(以下、考える会)の活動日誌である「ひとさし指通信」⁽¹¹⁾と、拒否者が通っていた高校でのクラブ活動や文化祭の展示内容をまとめた資料、生徒らの感想文、拒否者の手記などを分析史料として用いた。また史料では不十分な情報については、関係者へのインタビュー調査で補った。インタビューは、拒否当事者と考える会のメンバー、合わせて3名に対して実施した⁽¹²⁾。インタビューの方法は質的方法に徹し、事前にインタビュアーが研究目的と質問事項をメールもしくは郵送で送付、場所はオンラインまたはインタビュイーの最寄駅の近くのカフェなどで行った。インタビュー時間は2時間ほど、一対一で行い、個人情報の保護や倫理規定を説明し同意を得たうえで、録音機で録音を行った。

本稿では、茅ヶ崎における指紋押捺拒否運動を考察する前提として、第1節では日本での指紋制度の導入と、80年代の指紋押捺拒否運動の展開について神奈川を中心に整理する。第2節では、茅ヶ崎市における運動の取り組みを詳述する。続く第3節では、指紋押捺拒否が日本人市民に何を問い、そこからどのような議論へと発展していったのかをみていく。第4節では、拒否者の視点から見た市民たちの姿を検証したうえで、市民にとっての運動の意味を考えたい。以上の作業を通じて、茅ヶ崎市における運動の実相を明らかにし、日本人市民にとっての指紋押捺拒否運動とは何であったのかを考察する。

第1節 指紋制度の導入と神奈川における運動展開

(1) 指紋制度の導入と押捺拒否の歴史

「終生不変」「万人不同」の特徴をもつ指紋による管理システムは、19世紀末、イギリス植民地インドのベンガル地方で開発された⁽¹³⁾。制度として実用化されると、世界各地で導入されていく。日本には1908年に導入され、当初は警察や監獄で利用された。1924年に

南満洲鉄道株式会社が撫順炭鉱で採炭華工の労務管理を目的として採用し、1932年3月に、中国の東北部に建国された傀儡政権満洲国で全国民を対象とした指紋法の実施が模索される。その後、戦時下での労働力統制と治安取締りを目的に1939年指紋管理局が設置され、1943年公布の国民手帳法に指紋登録が義務化された。しかし、国民手帳の普及はおろか、国民を特定する国籍法の制定すらなされなかった⁽¹⁴⁾。

満洲国で成し得なかった指紋による国民管理システムは、戦後の日本で外国人管理システムとして引き継がれていく。対象となったのは、旧植民地出身者の朝鮮人および台湾人だった。1946年11月に大阪府は「朝鮮人登録に関する件」(大阪府令第109号)を制定し、登録証に指紋押捺を義務づけた。明らかに治安目的として実施された大阪府令第109号は、朝鮮人たちにより強い反対運動が起き、指紋は押捺されないまま登録が進められた⁽¹⁵⁾。その後、1947年5月2日、最後の勅令である外国人登録令(以下、外登令)の制定をもって廃止された。在日朝鮮人と台湾人は外登令第11条で「当分の間、外国人とみなす」と規定され、当時日本国籍を保持していたにもかかわらず、登録により取り締まりの対象となり、登録証の常時携帯と提示義務を定められた。そして講和条約が発効され日本が主権回復をした1952年4月、外登令は廃止され外登法が制定される。ここで初めて指紋押捺義務が規定されたのだった⁽¹⁶⁾。在日朝鮮人や台湾人は、法務府民事局長通達をもって日本国籍を喪失し、外国人となり、外登法により管理されていく。

指紋押捺制度に対しては、外登法が施行されたときから在日朝鮮人や華僑らは「犯罪人扱いするもの」であるとして一貫して抵抗を示してきた⁽¹⁷⁾。しかしながら、一般の日本人はというと無関心そのものであった。法制定の際に参議院議員の羽仁五郎⁽¹⁸⁾が、国会において「人間の平等」の観点から批判したり、共産党の機関紙『アカハタ』で少し言及したりする程度であった⁽¹⁹⁾。むしろ北九州や山陰地方においては、1946年以降の朝鮮半島からの「密航」取り締まりに地元の消防団や住民が参加した事例が報告されており⁽²⁰⁾、市民の間でも朝鮮人は取り締まりの対象であったことがうかがえる。

その一方で、全国民を対象に警察主導の指紋採取がなされていたが、外登法のような法的根拠はなく、多くが「人権の観点」から短期間のうちに廃止された。また、愛知県においては1955年から15年間、県内中学生を対象に実施されていたが、やはり保護者のなかから反対運動が起き1970年には廃止された⁽²¹⁾。しかしながら、同じ教室にいた外国籍の児童は、その後も外登証切り替え時に指紋を押さなければならず⁽²²⁾ そのことは指紋に反対した愛知県の保護者らの眼には映らなかったのである⁽²³⁾。

(2) 神奈川における運動展開

80年代の指紋押捺拒否運動は、冒頭でも述べたとおり韓宗碩の押捺拒否によって始まった。その後、北九州市小倉で、人権活動家^{チオエチヤンフオア}で牧師の崔昌華が指紋押捺を拒否、続くようにして、京都市、川崎市、神戸市、札幌市、大阪市など全国で拒否者が続出した⁽²⁴⁾。

運動の概要は佐藤が整理しているため⁽²⁵⁾、ここでは神奈川における運動の展開を概観する。神奈川では、1981年10月に社会福祉法人「青丘社」主事の姜博が川崎区田島支所で初めて指紋押捺を拒否し、その翌年(82年)8月に同じ職場の李相鎬^{カンバク}が拒否をした。その数日後には、当時中学3年生⁽²⁶⁾の辛仁夏^{シンイナ}が横浜市港北区で、9月には大和市でアメリカ・ペンシルベニア州ピッツバーク出身のキャサリン・森川が押捺を拒否した⁽²⁷⁾。

拒否者が出ると困むようにして支援する会が発足した。1982年9月に川崎市で「李相鎬さんを支える会」が、1983年3月には横浜で「辛仁夏さんを支える会」が結成された⁽²⁸⁾。支える会は、川崎市議会や県議会に外登法の是正を求める請願を提出、それぞれ採択される。横浜市議会でも外登法の改正に関する意見書が採択された。県は「指紋押なつ、外登証の常時携帯の廃止と法改正」を国に要望し、1984年2月には、県知事と県内37市町村長名で法改正の要望書を首相、法相、自治相宛てに提出している⁽²⁹⁾。さらに1985年2月に、伊藤三郎川崎市長が「人道的見地から今後、市としては押捺拒否者を告発しない」と全国に先駆けて不告発宣言を行い全国の市区町村にも広まっていった⁽³⁰⁾。

以上のように神奈川では、外国籍住民への差別是正を求める動きが積極的に進められたといえる。その背景には、70年代以降の民族差別撤廃を目指した市民運動の歴史がある。とりわけ、日立就職差別裁判⁽³¹⁾をきっかけに、1974年に裁判の支援組織が「民族差別と闘う連絡協議会」(通称、民闘連)へと発展解消、川崎や横浜を拠点に生活の場で起きる差別是正の活動に取り組んでいた⁽³²⁾。民闘連の代表で牧師の李仁夏(1925年慶尚北道生まれ、1941年渡日)は、在日朝鮮人と日本人の子どもが共に学ぶ施設として社会福祉法人「青丘社」を創設、1969年には自らが牧師を務める在日大韓基督教会川崎教会内に桜本保育園を開設した⁽³³⁾。70年代以降の地域での取組みが、80年代の指紋押捺拒否者に対する迅速な支援へとつながった。また学生時代に、慶應義塾大学の「ベトナムに平和を！市民連合」(通称、ベ平連)に参加し、日立就職差別裁判に支援者として関わった市民が、その後に川崎市の職員として勤務していたことで、指紋押捺拒否者の支援グループと市の職員が連携しながら運動を進めていった点も、運動が迅速に進んだ背景といえる⁽³⁴⁾。

1985年6月時点での、県内の外国人登録者数は4万6,662人、そのうち朝鮮・韓国籍は3万372人と約8割を占め、ついで中国籍が6,967人、米国籍が2,876人であった。地域別の外国人登録者数をみると、横浜市は2万3,449人(うち朝鮮・韓国籍は、1万3,311人)、川崎市は1万760人(同9,058人)と県内でも外国籍住民の多住地域といえるが、本稿で取り上げる茅ヶ崎市においては461人(同272人)⁽³⁵⁾で、他市と比べても極めて少ない。では、茅ヶ崎における運動は、誰によって、どのように展開したのか。次節では、茅ヶ崎における拒否者の登場と考える会の発足、地域での具体的な取り組みを見ていく。

第2節 茅ヶ崎市における運動の展開

(1) 茅ヶ崎市「指紋押捺拒否を考える会」の結成

茅ヶ崎における運動は、1984年5月に市内在住の高校生、^{バクマイ}朴麻衣氏が外登証交付の手続きの際に、指紋押捺を拒否したところから始まる。麻衣氏は、拒否した8ヶ月後の同級生との会話のなかで、拒否の理由を以下のように述べている。

ぎりぎりまで迷っていた。押すとも押さないとも考えはしないで市役所に一人で行ったのだけれど、「外国人登録係」と掲げられたコーナーにつれられて手続きをしているうちに、市役所で素知らぬ顔で働いている人たちを見ていると、くやしさがだんだん怒りになってきた。私たちが日の人々が、日本によって苦しめられていることをわかりもせず、他人事のようにしている役所の人たちの顔に、私は私の、私たちの存在を投げかけてやりたくなった⁽³⁶⁾。

麻衣氏は幼い頃から、外登法がいかにも不当なものかを親や親戚から聞かされていた。また、親が外登証不携帯により警察署に連れて行かれ何時間も連絡が取れず、不安な思いも経験していた⁽³⁷⁾。それゆえに、押捺拒否は突発的なものであったが、拒否した時の「気持ちの芯にあったことは、オモニヤハンメ⁽³⁸⁾のこと」だったという⁽³⁹⁾。

しかし、当時の麻衣氏は押捺を拒否すると告発され警察などから取り調べをうけるといふ知識を持っていなかった。また、拒否したことは家族に告げずにいたため、母の^{バクスナム}朴壽南氏は市役所の市民課からの電話で娘の拒否を初めて知ることになる⁽⁴⁰⁾。事態に驚いた母は、日本基督教団茅ヶ崎恵泉教会の牧師である^{たかとたけじ}高戸竹二氏に助けを求め⁽⁴¹⁾、高戸氏を中心に考える会が発足する。

(2) キーパーソン・高戸竹二牧師

高戸竹二(1923-2011年、岡山県倉敷市生まれ)は、1947年に日本基督教神学専門学校卒業、同年津山教会に赴任、美作教会と高倉教会の兼任牧師を務めたのち⁽⁴²⁾、1958年6月から1986年6月までの28年間、茅ヶ崎恵泉教会で牧師を務めた⁽⁴³⁾。また麻衣氏が通っていた恵泉幼稚園の理事でもあり、幼い頃から知った仲であった⁽⁴⁴⁾。

高戸氏は、学徒出陣で約2年間軍務についた経験をもつ。信仰をもつものとして聖戦なのか否かで苦しむも、思考停止状態に陥ってしまう。結局、入隊が近づくなかで、どこへ連れて行かれても伝道さえできればと、当面の身の安全を図った⁽⁴⁵⁾。この体験は、戦後において自責の念として残る。

また神学校時代に、寝食をともにした朝鮮人の友人の存在も、戦後の高戸氏の行動に大きな影響をもたらした。当時、朝鮮人の友人とは「同室にくらして、なんら差別を感じ」

ず、「共に礼拝し、共に祈り」、「キリストにあって一つである」と話していたという⁽⁴⁶⁾。彼らに対する見方が変化するのは、戦後十数年たった頃であった。この頃の高戸氏は、牧師として「底辺にある人と運命を共にすることを厭わぬ」教会こそ、生きている教会であると考えていた。そして「いろいろな底辺」とつながることが課題であり、「その底辺の一つとして在日朝鮮人・韓国人のこともあ」ったという⁽⁴⁷⁾。そのようななかで、かつての朝鮮人の友人らの姿が見えてきた。高戸氏は以下のように綴っている。

私は日本と韓国の関係をひもとくようになりました。そうしたら、かつての友人たちの心が見えてきました。彼らの悲しみ、憤り、不安、恐れ……を全く知らないまま、わかったような顔をして、「われわれはキリストにあって一つだ」などと言っていたことがわかってきました。彼らは寛大に、何もわかっていない私たちを、淋しく見ていたのだということもみえてきました⁽⁴⁸⁾。

このような背景から、高戸氏は1967年3月の「第二次世界大戦下における日本基督教団の責任についての告白」（以下、戦争責任告白）の公表に深く関わることになる。教団の戦争責任が初めて言及されたのは、1945年12月の常議員会においてだった⁽⁴⁹⁾。しかし翌年（46年）1月20日付の『教団新報』で、教団指導者には戦争責任はない趣旨の記事が報じられた。この記事が出ると若手牧師の有志らが上層部に対し、戦時中に「必勝祈願礼拝」と声を涵らして訴えていたのではないかと批判を展開した。これを受けて、1947年6月の全国基督教大会で「我等日本国民は、今次大戦に対する責任を痛感する」という文言から始まる大会宣言を発表することとなる。しかし教団としての戦争責任を問うには不十分な内容であった⁽⁵⁰⁾。

戦争責任告白の直接の契機となったのは、1966年8月に東京神学大学で開かれた第17回夏季教師講習会であった。講習会には各教区より推薦された中堅牧師たち50名が参加し、教団の現在と将来を議論した。そこで何人かの講習生のなかから教団としての戦争責任を明らかにすべきだとの意見が出され⁽⁵¹⁾、10月に開催される第14回教団総会に、「教団として戦争責任に対する告白を公にすることの建議」（建議者、渡辺泉。以下、建議第8号）を提出することになる⁽⁵²⁾。

高戸氏は、この戦争責任告白へとつながる建議第8号に、同意議員6名のうちの1人として名前を連ねていた。建議第8号には、戦時中に教会が戦争体制に積極的に協力したこと、国家の体質を信仰から見抜けず、また戦後の再出発に際して反省もなく、そのまま放置されている事態に疑問を呈し、これまでの教団の歴史を見返すべきとの主張がなされた。教団はこれまで、「憲法擁護声明」やベトナム戦争終結に向けて行動してきたが、自らが犯した過ちについて教団全体として率直に認めたことはなかった。しかしここに来て、過ちを表明することは「日本が過去に犯したアジア諸国民に対するつぐないをし、今後の日本

の国家、民族としての姿勢を根本的に正してゆく」ために必要であると記されている⁽⁵³⁾。そしてこの建議は、総会の本会議と分科会で討論が行われた後、常議員会に取り扱いが委任され、数回の審議を経て、1967年3月の戦争責任告白の公表へとつながっていく⁽⁵⁴⁾。

戦争責任告白公表に向けた動きのなかにいた高戸氏は、後に「私は戦時中の先輩、教会の指導者を冷たい目で批判はできません。自分も同罪だと思うからです」と述べている⁽⁵⁵⁾。その言葉からは、戦時中に思考停止状態に陥り、植民地支配の構造に無知であった自身を重ね合わせていることがうかがえる。高戸氏にとって指紋押捺拒否運動も、日本の戦争責任や植民地支配責任の延長線上にあったのだろう。外登法について「非道な植民地支配の反省を拒む私達日本人の、精神構造の欠如によって支えられ存在していると私には思われる」と、その不当性を訴えていた⁽⁵⁶⁾。

(3) 茅ヶ崎市における取り組み

1984年7月、高戸氏を中心に、市内県立高校の教員、市会議員、市職員組合関係者ら約15名が集まり「考える会」が発足した⁽⁵⁷⁾。その後、人づてに問題を知った学校の保護者や地元の人びとが参加することになる。茅ヶ崎の指紋押捺拒否をめぐる取り組みは「表. 茅ヶ崎市における指紋押捺拒否をめぐる取り組み」のとおりである。

表. 茅ヶ崎市における指紋押捺拒否をめぐる取り組み

年	月	内容
84	5	(21日) 朴麻衣氏が押捺拒否
	7	(13日) 茅ヶ崎恵泉教会牧師の高戸竹二氏を代表に「指紋押捺拒否を考える会」が発足
		(17日) 県内の押捺拒否者支援団体の連絡会に高戸氏が出席
		(20日) 署名活動始まる
		(21日) 根岸康明茅ヶ崎市長と面会
	8	(1日) 県下押捺拒否者5名と支援者が県国際交流課職員と面会、長洲一二県知事への手紙を渡す
85	10	(13日) 茅ヶ崎駅でビラ配布、「ひとさし指通信」発行を決定
		(31日) 茅ヶ崎駅でビラ配布
		(27日) 市長らと面会、要望書と署名5,582名分を提出
	11	(28日) 市役所前と茅ヶ崎駅前でビラ配布 高校での取り組みが始まる
	12	(18日) 市役所で映画『指紋押捺拒否』上映会
85	2	(12日) 高校で映画『指紋押捺拒否』上映会
	4	(2日) 署名数、8,021名分集まる

	(11日) 市長と面会
6	(10日) 県国際交流課職員と面会 (22日) 神奈川県高等学校教職員組合主催「人さし指の問いかけ」開催
8	朴麻衣氏が指紋押捺
9	高校文化祭で展示会

出典：「考える会」関係者からの提供資料をもとに、筆者作成。註11・66を参照。

考える会の主な活動は、行政交渉、署名活動や駅前でのピラまき、隔週で開催される定例会、「ひとさし指通信」の発行であった。考える会は、まず行政交渉と署名活動を始めた。具体的には、根本康明茅ヶ崎市長と面会し、告発しないように申し入れること、1983年12月に茅ヶ崎市議会が外登法の是正を求める意見書を全会一致で採択した経過をふまえ、法改正を国に訴えるよう要請した⁽⁵⁸⁾。1984年7月21日、考える会と面会した市長は、国の事務を代行している地方自治体の長である立場から、公に不告発宣言をすることはできないが、今後も政府や中央官庁に対し、何らかの配慮を求めていくと答えている⁽⁵⁹⁾。

続いて考える会は人びとに問題を周知すべく、署名活動とピラまきを行った。初回のピラまきの様子を綴った文面からは、「お盆休みで人通りも少なく、しかも市民の反応もあまりよくなくて、見向きもしないで通り過ぎる人も多くいましたが、とにかく、何かキャッチェイルズという宣伝にはなったと思います」と前向きな姿勢が読み取れる⁽⁶⁰⁾。

7月中旬から隔週月曜日、夕方6時半から茅ヶ崎恵泉教会を会場に定例会が行われた(9月以降は、麻衣氏も参加できる火曜日に変更)。毎回約10-20名が参加し、進捗状況や今後の取り組みについて話し合われた。署名活動は、10月中旬には5,000筆を超え、署名を渡すべく2回目の市長面会の開催が決まった⁽⁶¹⁾。面会に際し、事前に準備された要望書には、①在日朝鮮人が本名を名乗ってもごく当たり前に生活できる市にしていくこと、②市長らに在日朝鮮人問題を理解してもらうこと、③市長だけでなく、市の職員にも同様に理解してもらうことを求め、④今後、市側と共催の学習会などをもつよう働きかけるといった内容が記されている⁽⁶²⁾。10月27日に行われた市長面会には、高戸氏と会のメンバー、麻衣氏、母親の壽南氏、祖母の李海先氏の総勢14名が同席、市側からは市長と市民部長、市民課長が出席した。海先氏は「一生に一度は指紋を汚したくない」と、制度の廃止を訴えた⁽⁶³⁾。この頃から考える会は市職員との関わりも模索していく。12月には市職員、教員、会のメンバー3者共催で映画『指紋押捺拒否』の上映会が市役所で開催された⁽⁶⁴⁾。

その一方で、麻衣氏の通う高校でも取り組みが始まっていた。1984年の11月に会のメンバーである教員が校長に要望書を届けたり、学校独自の要望書を出す計画が立てられる⁽⁶⁵⁾。また麻衣氏と数名の同級生らがサークルを作り、1985年2月に有志らによる『指紋押捺拒否』の上映会を開催⁽⁶⁶⁾、9月の文化祭では指紋押捺問題をテーマにした展示会やディスカッションを行なった⁽⁶⁷⁾。

1985年4月には再び市長との交渉を行い、茅ヶ崎市でも不告発宣言を出すこと、民族差別撤廃に取り組むよう要請を行った⁽⁶⁸⁾。市長からは、「不告発宣言は市職員への混乱をきたすためにできないが、市内在住の市民は守る義務がある」「安心していただいている」「もし祖国へ帰ることがあれば、一時帰国ができる様な規約を検討できないかと考えている」⁽⁶⁹⁾という趣旨の回答を得た⁽⁷⁰⁾。

このように、考える会を中心に行政への働きかけなど活発な取り組みが行われた。次節では、考える会の定例会における議論と、高校でのクラブ活動での取り組みを整理し、どのような議論へと発展していったのかを見ていく。

第3節 指紋押捺拒否が日本人市民に問うたこと

(1) 考える会での議論「朝鮮問題にどこまでかわりきれるのか!？」

1984年8月、考える会が発足して1ヶ月半が過ぎた頃、街頭署名を呼びかけたときの市民からの質問や意見に対してどのように回答すべきか難しいという声が出された。具体的には「どういう人達がやっているのかわからない運動には署名しにくい」といった意見や、「外国人登録法はすべての在日外国人を対象としているのに、ここでは在日朝鮮人韓国人の問題としてのみ取り上げるのか」という質問への回答だった⁽⁷¹⁾。多くの日本人にとって、地域に暮らす外国人住民に対する法体制を考える機会は、配偶者や保護者など近い人が外国籍でない以上、皆無に等しいはずである。とりわけ、外国人住民の多くを占める在日朝鮮人の置かれた立場に思いを巡らせることは（現在も同様に）ほぼなかったであろう。それが、運動に関わることで自らの言葉で語る必要性が出てきたのである。

第5回の定例会（8月27日）において、まず「どういう人達がやっているのか」という質問に対しては、会員個人がなぜ運動に関わっているのかを訴える「一言アピール」を通信に掲載することが決まった⁽⁷²⁾。これにより11月発行「ひとさし指通信」第9号に特集として、会員11名の「一言アピール」が掲載される。例えば、「押捺制度が廃止になっても、異質者の排除、弱者の抑圧がこの世にある限り、自らの自由のために考え、働き続けたい」（湘南高校教師）や「この制度を支え認めている日本人である私は、日本人として、人間としてまずは外登証の廃止に向けて、自分の問題として、この運動にかかわろうと思います」（鶴が台在住者）といったアピールがなされた。また、「外国人」であるというそれだけの理由で、強制されている人々の屈辱感と心の痛みを共有する努力をわれわれは払わなくてはならない」（藤沢工業高校教師）といった意見や、「日本人の将来のために、日本の国の将来のために、人権がしっかり守られる国になるために、日本人として過去の反省のために、この指紋押捺の問題を日本人がもっと沢山自分の問題としてかかわってほしいと思います」（鶴が台在住の家族4人）というアピールがなされた⁽⁷³⁾。

つぎに「なぜ朝鮮人韓国人の問題としてのみ取り上げるのか」という問いをめぐっては、

第6回の定例会(1984年9月)で、日本の近代史そのものを問うような議論へと発展していく。なぜ「朝鮮人韓国人の問題」なのかについては「朝鮮・韓国人の殆どは、日本の植民地支配により日本に渡って来ざるを得なかった人達」であり、「その子や孫は日本に生まれたくて生まれ、住みたくて住んでいる外国人ではない」ため、来たくて来た外国人とは異なるという意見が出された⁽⁷⁴⁾。これに対する反論はなかったが、では、どのように指紋制度のような差別を解消していくのかについては、ある会員から「朝鮮や韓国に帰る見込みもないのだから、外国人登録をやめ、さらに日本人と同じ権利を与え、2・3世たちが帰化を望むなら、日本国籍を与える」といった「解決策」が提案された。この「見込みがない」や「日本国籍を与える」という姿勢に対し批判が出た。すなわち、日本国籍への帰化は「朝鮮・韓国籍を奪うことにも通ずる」し、「帰化を「望む」といったって、生活上の都合からそうなるだけ」であり「同化せざるを得ない方へと、ゆるやかに誘導していると言えないだろうか」との反論だった。この議論は次の定例会で、朝鮮問題にどう向き合えるのかといった議論に発展していく⁽⁷⁵⁾。

第7回の定例会では、新しく加わったメンバーから、「朝鮮問題にかかわる以上、自己の生活を犠牲にしてでもかかわり切るだけの覚悟があるものだ。一体みんなにその覚悟があるのか」との訴えや、「それだけのものが各人になく状態でサロンのにやっているだけでは、すべてのことは徒労に終わる」⁽⁷⁶⁾といった意見が出され、そこから「激論 朝鮮問題にどこまでかかわりきれるのか!？」と題して議論が交わされた。議論の詳細についての記録は残っていないが、これに対して「どう反論するか!」と書かれた文章があるので以下に引用する。

朝鮮問題という言葉の持つ中味は確かに重々しい事柄に満ちている。植民地支配と収奪と人権無視虐待と虐殺、創氏改名と戦時動員等々と、日本近現代史の暗部と汚点は朝鮮問題と共にあり、誰しもこれと切り離れたところで歴史を構成することは不可能である。それだけにこの運動にかかわりを持つ者は、何等かの仕方ではこれらへの責任を継承することになるのも確かであるが、今は天下泰平を決めこんでいるかのように見える一般市民の間に朝鮮問題をどう意識にのぼらせるかが先決だ。市民に対する目覚めへの呼びかけは、少数の尖鋭化した部分だけの運動になってはならない。私たちもまた市民意識を共有しているはずなのでありますから。運動を通して私たち自身が変わっていくのだとすれば、地道な署名活動等が徒労に終わるはずもない⁽⁷⁷⁾。

以上の文面からわかることは、「朝鮮問題」が示しているものは、日本の近代化を進めるなかで自己決定を奪われたものたちの存在である。植民地政策そのものが、異民族の自己決定を踏み躪るかたちで始まり、植民地政策は統治者の決定に沿って決まっていく。日本帝国の被治者たちは、植民地から解放されてもなお自己決定が尊重されない状況が続いて

いた。当時、指紋押捺拒否者に対し「日本にいる以上、日本の法に従え」や「いやなら帰れ」「帰化せよ」といった脅迫状が多く届いていた⁽⁷⁸⁾。しかしながら、麻衣氏の母の壽南氏は、隣人から聞こえてくる「帰化なさった方がお幸せになるでしょう」といった「善意」の声が、やさしいだけにより怖かったという⁽⁷⁹⁾。考える会の議論でも「日本国籍を与える」といった自己決定が尊重されない意見が出された。それをめぐり「激論」が交わされたように、他者の自己決定を尊重できない植民地主義的な意識をどう克服していけるのか、議論のなかには統治者側だった人びとの脱植民地主義が問われていた。

(2) 高校のクラブ活動「RACE—民族」

麻衣氏の通う高校でも取り組みが始まっていた。担任の教師が、ホームルーム活動で指紋の問題を取り上げ、なぜ麻衣氏が拒否するに至ったのか、同級生らに対し望むことなど話す場を設けてくれた。その時、麻衣氏は小学校での差別や本名を取り戻した体験を話し、「朝鮮人として認められて生きたい」と訴えた⁽⁸⁰⁾。麻衣氏の訴えに対し、5名の友人が手紙を通じて感想を寄せてくれた⁽⁸¹⁾。これをきっかけに、麻衣氏は数名の学生と指紋制度の問題や日本社会の民族差別、日朝の歴史を学ぶクラブ活動を始める⁽⁸²⁾。顧問の先生から学校の一室を借りて、放課後に勉強会などを開いた⁽⁸³⁾。クラブ名を「RACE—民族」とし、1985年9月の文化祭に展示ブースを出展することになる⁽⁸⁴⁾。6月から準備を始め、まずは宣伝活動として「指紋押捺問題を知っていますか？」(700枚配布)と、「指紋押捺問題—私はこう思います」(800枚配布)というチラシを作成、帰宅途中の学生向けにビラ配りをした。「指紋押捺問題—私はこう思います」には、9名の学生が自身の言葉で問題について書いている。例えば、「自分(日本人)の意識の底に潜む差別や偏見を考える必要があるのではないだろうか」といった内容や、「自分の問題として」「日本人一人一人につきつけられた問題」であるとの内容が多く見られる⁽⁸⁵⁾。

文化祭では、クラブ活動で何を学び感じたのかを「海をこえた美しい国—朝鮮」と題し、展示物としてまとめた。主には、1910年から1945年までの日朝の歴史年表や、「強制連行=徴用工のはなし(筑豊の炭鉱夫たち)」および「広島・長崎での被爆朝鮮人」についての展示である。このほかに、RACEのメンバーと一般の学生、そして日本高校在学朝鮮人高校生4名を招待し、指紋問題をめぐるディスカッションが行われた⁽⁸⁶⁾。文化祭が終わった後も、全校行事の場で、横浜の朝鮮学校の学生たちを招き朝鮮舞踊を鑑賞する催し物を行った⁽⁸⁷⁾。

それでは、クラブ活動に参加した学生らは、指紋の問題からどのような問題意識を持ったのだろうか。ここでは文化祭の展示およびディベートなどでの発言をもとに見ていくことにする。3年生から参加したH氏は、活動を通じてなぜ拒否するようになったのか、先生や麻衣氏の話からだんだんと分かるようになってきたと話す⁽⁸⁸⁾。その一方で、「朝鮮人として向き合うこと」への葛藤を記している。H氏は、それまで麻衣氏を「ただの友人で

あって、朝鮮人であろうが日本人であろうが関係ない」と思っていた。それが麻衣氏に「朝鮮人としてきちんと区別してくれ」と言われたことや、日本人と同じように見ることが差別的だと言われ「とても動揺した」と述べている⁽⁸⁹⁾。そして、以下のように続ける。

そして今、それでは朴さんを差別していないかと言い切ってしまうと嘘になってしまいます。朴さんを一人の朝鮮人として区別することができないし、日本人的に見たり、あるいは意識過剰になってしまうのです。これが間違いであると、理屈ではわかっているのですが、行動がどうしても伴わないのです。(中略) 朴さんを一人の朝鮮人として見るができるように努力をしなければなりません。でも、それがいつぶくにできるかわからないし、あるいはぼくが死ぬまでできないかもしれない。

最後に、この文を書いている、自分自身ですごく嫌になります。この文の中で、朝鮮人と数多く書きましたが、この文字を書く時、何か自分の心で変な感じがするのです。(中略) 自分でもとても不思議に思うのですが、これも一種の差別なんだろうなアと思います。いけないなア～と思います⁽⁹⁰⁾。

この朝鮮人と向き合うときに感じる一種の忌避感、他の学生も同様に抱いていた。ある学生は「“朝鮮”という言葉がタブーであると一人勝手に決めていた⁽⁹¹⁾」と述べ、またある学生は、朝鮮のことを聞くことは「彼女の心に土足で踏みこむような気がしました⁽⁹²⁾」と語った。

またクラブ活動を通じて、日本人とは何かについて考える学生もいた。A氏は、日本の加害の歴史を知るなかで日本人であることを意識し、「悪」とみなされる歴史を日本人として受け止め、生きるべきだと考えていた。そしてクラブ活動をきっかけに今一度、日本人について考えたという⁽⁹³⁾。授業で学ぶこととは異なり、実際に自分の目の前に問題が提示されたときの葛藤を、以下のように綴っている。

けれども、日本人がいかに悪いかという朝鮮人の言葉やその事件を何度も見せつけられるにつれて、嫌悪感を覚えるようになった。「悪」という言葉そのものでかたづけられる民族は存在しない。この素朴な疑問は、懸命のぼく自身の自己防衛だったような気がする。

しかし朴さんの「痛みをわかりあっていない」「共に生きていくことができない」という言葉に接して、朝鮮人と共存することがどういうことなのかぼくにはわからなくなったのである⁽⁹⁴⁾。

以上のように同級生たちは、指紋制度の問題をきっかけに、自己の差別意識や「朝鮮」認識を問い直すことになるのだが、ある程度の問題意識を持ち、運動に参加した考える会

の人びとは異なり、たまたま同級生に麻衣氏がいて、日常生活で考えたこともない「朝鮮人と日本人」の関係を突然問われたためだろう、彼ら・彼女らの発言からは戸惑いや混乱の様子がみられた。では、このような日本人市民の姿は麻衣氏の眼にどのように映ったのだろうか。次節では拒否者から見た日本人の姿を検証したうえで、本稿の課題である市民にとっての運動とはなんであったかを考察する。

第4節 考察

(1) 拒否者の眼をとおして見る日本人市民

1984年9月から定例会に参加するようになった麻衣氏は、考える会の活動や高校での取り組みについて以下のように記している。

茅ヶ崎市に発足した「指紋押捺拒否を考える会」は、だんだんといろんなことを私に教えてくれました。初めは、署名を集める運動しか目にうつらなくて、私のまわりの日本人は何一つ変わらない感じがして、歯がゆい思いで学校に行き例会に顔を出す日々でした。けれど、昨年の冬ごろから、会に出てくるいつもの人たちの存在は、私の中でだんだんと重くなっていったのでした⁽⁹⁵⁾。

「冬ごろ」とは、「ひとさし指通信」に「一言アピール」が掲載されたり、高校での取り組みが始まった時期である。麻衣氏は、「日本人として」という姿勢が会の人にはいつも見うけられ、「一般の市民である人たちが、自分の生きていくこの地域や国というのを見ていく、(中略)私は日本人としての目や思いを、少しかもしれないが学んだような気がします」⁽⁹⁶⁾と自身の意識変化を綴っている。そして拒否をして2年目の夏に、祖国訪問のため指紋を押すことを決めた。

麻衣氏は高校1年の時から、総連⁽⁹⁷⁾が主催する日本高校在学朝鮮人学生会に参加していた。毎年夏には北朝鮮への訪問の機会があり、拒否した年にも選抜されていた⁽⁹⁸⁾。しかし1984年の夏は指紋押捺を拒否して間もない時期で、周囲の日本人の関心も薄かった。当時は「押して闇の中へ葬られるのは屈辱で、身を殺されるような怒り」を感じていたため、麻衣氏は祖国訪問を断念する⁽⁹⁹⁾。

しかし1年のうちに状況は変化した。麻衣氏のなかには、指紋押捺は直ちに闘いを断念することではないとの意識変化が生じていた。いわく、「私には今まで出会ってきた人たちとの関係があった。より声を大にして朝鮮人として生きていく問題を語れる学校があった。もはや押す押さないの問題ではなく、深く歴史をも逆のぼった日本人と朝鮮人の深い問題として受けとめだしていたのだ⁽¹⁰⁰⁾」と心境を語っている。

高戸氏に思いを伝えると「麻衣さんが押しても押さなくても運動は日本人の問題」であ

り「麻衣さんの自由だ」と全面的に支持してくれた⁽¹⁰¹⁾。しかしながら、考える会の人びとのなかには、快く受け入れてくれる人ばかりではなかった。そのことを知った麻衣氏は、指紋を押すことで今まで築いた関係性が崩れていく気配を感じ、ぎりぎりまで追い詰められてしまう。結局、周りの人たちの気持ちを振り切るように指紋を押した⁽¹⁰²⁾。

茅ヶ崎の指紋押捺拒否をめぐる活動は、1986年6月に高戸氏が茅ヶ崎恵泉教会を辞任したことから、麻衣氏の卒業が一つの区切りとなり終息していく⁽¹⁰³⁾。活動日誌である「ひとさし指通信」第27号(1986年1月発行)には、前年11月の活動日誌が記されており、運動が停滞気味になっていることがうかがえる。麻衣氏以降、市内在住の「Kさん」が指紋押捺を留保していた。「麻衣さんについて書き、右側にKさんを伝えることは矛盾にならないか」と、「会の今後の取り組みをもう一度模索し続けることになった」と綴られて、通信は終わっている⁽¹⁰⁴⁾。

(2) 日本人市民にとっての指紋押捺拒否運動

茅ヶ崎市における運動は、約1年半という短い期間ではあったが、約70名の地域住民が考える会の定例会や街頭署名活動などに参加した⁽¹⁰⁵⁾。そのうち3割は教育関係者で、茅ヶ崎の運動は地元の教員らにより担われた点が大きいと見える。神奈川県高等学校教職員組合では、70年代から「民族差別と人権」問題小委員会が結成され、活動も盛んに行われてきた。駒崎亮太氏(1944年、神奈川県鎌倉市生まれ)もその一人であった。駒崎氏は、1969年に兵庫県立洲本高校に赴任、1970年に茅ヶ崎高校に着任した。洲本高校である女子生徒から、教科書や学習指導要領に沿った授業が「普通で、面白くない」と批判を受けたことがきっかけとなり、授業内容を世界史であれば原発問題を扱い、日本史であれば明治以降の時期を取り上げ、在日朝鮮人の問題を授業で取り上げるなど「教科書どおり」ではない内容へと変えていく⁽¹⁰⁶⁾。70年代には、茅ヶ崎高校の卒業生と教員らで反核運動グループ「ばくの会」を結成、街頭活動を中心に「学校解放新聞」の立ち売りなどを行った。また同会メンバーと、中学生を対象に体罰問題や学校内での差別や苦情に応える「校外 tel tel 運動」を地域で行なっていた⁽¹⁰⁷⁾。考える会の活動には、組合活動や地域活動のつながりから参加することになる⁽¹⁰⁸⁾。

自身の子どもを麻衣氏と同じ高校に通わせていた石浜みかる氏(1941年、兵庫県神戸市生まれ)は、考える会のメンバーで高校の教員が保護者会の場で指紋押捺拒否を話題にしたところから、茅ヶ崎市でもこの問題があることを知った。自身も信仰を持つ石浜氏は、時おり教会で行われた定例会に参加するようになる⁽¹⁰⁹⁾。石浜氏が考える会に参加した背景には、戦争や国家に翻弄された両親の人生があった⁽¹¹⁰⁾。石浜氏の父は、敬虔なキリスト教徒であったが故に、1941年に治安維持法により摘発され、43年から広島刑務所で服役し、所内で被曝した。一方、ハワイ生まれの母は、夫が摘発されて以後「非国民」の妻として白い眼で見られ肩身の狭い思いをした⁽¹¹¹⁾。父は奇跡的に生きて釈放されたが、戦後も身近

な人から、戦争に負けた責任を追及されることもあったという⁽¹¹²⁾。

以上のように考える会は、日本の教育や社会における差別に対し問題意識を持つ人びとが参加した。そして運動は、麻衣氏が押捺した1年後に、次の取り組みへと発展する。代表の高戸氏は予めより、サハリン残留朝鮮人問題に問題意識を持っており、戦時中にサハリンに強制連行された朝鮮人がいまだに置き去りにされている状況や、帰らぬ夫を待ち続けている妻の存在を、多くの日本人に知らせるべきだと考えていた⁽¹¹³⁾。そのため、1986年6月に茅ヶ崎恵泉教会を辞任し、「サハリン残留“朝鮮人・韓国人”に対する責任と償いを示す行進」(以下、行進)の準備に取り掛かる。行進は多くの支援のもと、9月から12月まで北海道宗谷岬から東京の首相官邸まで行われた⁽¹¹⁴⁾。8月に発行された「ひとさし指通信号外」には、「私たち考える会はサハリンに残されている人びとに対する責任を覚えると共に高戸氏の行動とそれを支援する会に賛同・参加します」と書かれている⁽¹¹⁵⁾。考える会のK氏(教会関係者・主婦)も、行進を支援する呼びかけ人の一人として名を連ねており、行進の初日と最終日には高戸氏とともに歩いた。K氏は行進の翌年(87年)発行された報告書に感想を寄せている。いわく、指紋押捺拒否運動に参加する前は、「生半可の知識」で「朝鮮問題」=「複雑な手に負えない問題」として逃げていたが、運動を通じて「在日の人々が(中略)市民権さえ十分与えられていないことがわかるにつれ、戦後の私を含める日本人はどういう人間性を持つ民族なのかと、胸が苦しくなってきました」と記し、最後に麻衣氏ら「在日3世」を「本当の隣人として向き合うことができますように」と綴っている⁽¹¹⁶⁾。

指紋押捺拒否運動に参加した市民は、街頭でのチラシまきや署名活動において、自分の言葉で指紋の問題を説明することが求められ、定例会の議論を通じて、指紋制度が日本人の歴史意識を問う問題であるとの認識を深めていった。外国人を「外」の者ではなく隣人として捉え、押捺により感じた麻衣氏の痛みを、自分ごととして捉えようとした。事実、麻衣氏は考える会の定例会で、日本人として植民地支配の問題を議論し、主婦は主婦なりになにかができるのか悩んでいる姿に、「一番に勇気づけられた」と話す⁽¹¹⁷⁾。運動を通して形成された、声をあげたら日本人は応答するという信頼は、今もなお続いているという⁽¹¹⁸⁾。

その一方で、残された課題も見えてきた。それは麻衣氏の同級生らが感じた「朝鮮人と向き合う」ことへの動揺は、なぜ起こったのかという点である。「朝鮮人」と書く自分に対して嫌悪感を感じる学生も見られたが、当時これほど「朝鮮人」という語に揺れる民族はほかにあったのだろうか。恐らく、麻衣氏と日本人の「朝鮮」という語から連想される事柄の差異が、その混乱の背景にあったのだろう。日本人が発する「朝鮮」は、「植民地支配」や「強制連行」「差別」といった歴史の「負の側面」が大半を占め、民主化以前の韓国に関する話題も、独裁や混沌とした政治情勢がほとんどであった。翻って麻衣氏の場合は、差別や被支配の歴史はもちろんだが、指紋押捺を拒否するとき「オモニやハンメ」の姿を思い起こしたように、具体的な顔、食べ物、音楽や舞踊などが含まれる。今日のように韓流文化が世界を席卷し、スーパーの棚にキムチや朝鮮の食品が並ぶことは無かった時代であ

る。このような生活史の認識の差が、日本人にとって「朝鮮人と向き合う」ことを困難にさせた要因ではないだろうか。であるからこそ、高校で朝鮮舞踊の鑑賞会が行われたのは、別の一面に触れる貴重な機会であったといえよう。そのうえで、朝鮮人と日本人が話し合い、共に生きる社会を模索することは、植民地支配から続く朝鮮人と日本人の歴史における支配や排除、管理や差別とは異なる関係を築く糸口になり得たはずだった。

おわりに

以上、茅ヶ崎市における指紋押捺拒否運動をめぐる取り組みと議論の検証を通じて、日本人市民にとって運動がいかなる意味を持ったのかを考察した。麻衣氏が告発されないよう市民らが考える会を結成し、行政交渉や署名活動に取り組んだ。高校でも上映会や文化祭の展示、朝鮮舞踊の鑑賞会などが開催された。これらに関わった地域の日本人は、指紋押捺拒否は、自分の暮らす社会の問題として、人権の問題として捉えていたことが資料から明らかになった。

一方で、運動は日本人の朝鮮をめぐる歴史意識を問う議論へと発展していった。それまで思いを巡らせたことのない問いに、同級生らは戸惑い、朝鮮人と向き合い、共存する社会の構築という問いを深めることができなかった。このことは、ともすれば現在の問題として残されていると指摘できよう。すなわち、1984-85年時点で高校生であった人びとは、現在(2023年)50代後半を迎え日本の中核を担う世代となっている。彼ら/彼女らは、戦後補償問題や元「慰安婦」問題が焦点化された90年代に20代を過ごし、北朝鮮の拉致問題で被害者としての日本人像が強調された2000年代に30代を迎えた。その後、いわゆる「嫌韓・嫌中本」が書店を席卷し、2015年にヘイトスピーチが社会問題化する日本社会で、中心を歩いてきた世代である。安直な世代論は慎重を期すべきだが、2019年に実施された朝日新聞社の世論調査によれば、韓国を嫌いとするものが高齢層で多い傾向が見られる⁽¹⁹⁾。本稿でも指摘した、友人として朝鮮人とどう向き合えば良いのか分からないという現状は、現在も変わらないどころか、「朝鮮」と名のつくものに対する嫌悪が深刻化している。これは市民レベルで考えるべき課題が、残されたままになっているのではないだろうか。戦争や植民地支配に起因する人権侵害は自身の生活とどのようにつながっているのか、歴史意識を問う運動が80年代に展開されていたことは、今再び思い起こされる必要があるだろう。

註

- (1) 当時、日本に1年以上在留する外国人は14歳になると居住する自治体窓口での指紋登録が義務化されており、3年ごとの更新とその都度の指紋押捺、発給された登録証の常時携帯義務が課されていた(82年の法改正後は、それぞれ16歳以上、5年ごとの更新)。指紋の押捺を拒否した場

合には、1年以下の懲役もしくは禁錮、3万円以下の罰金刑の対象となった(82年の法改正後は、罰金20万円以下)。

- (2) 「“指紋拒否” 累計で3%」『読売新聞』1985年12月31日。
- (3) 1992年に特別永住者および一般永住者の押捺義務が廃止され、2000年の法改正により指紋押捺制度は全廃された。しかしながら、外登証の常時携帯義務は2012年の外登法廃止まで残り、さらに2007年には「テロ対策」の名目で、特別永住者以外の外国籍者を対象に、空港での入国・再入国の際に指紋と顔認証を採取する制度が始まっている。指紋制度の撤廃や外登法の廃止が、即ち外国籍者に対する取り締まりが見直されたわけではないことを強調しておきたい。
- (4) 例えば、
 - ・今村嗣夫ほか『指紋制度撤廃への論理——外国人登録法「改正」案の総批判』(新幹社、1987年)。
 - ・大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて——在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』(東信堂、1987年)。
 - ・佐藤信行「外国人登録法と指紋押捺拒否運動」白石孝・小倉利丸・板垣竜太編『世界のプライバシー権運動と監視社会——住基ネット、IDカード、監視カメラ、指紋押捺に対抗するために』(明石書店、2003年) pp. 93-120。
 - ・田中宏『在日外国人——法の壁、心の溝 第三版』(岩波新書、2013年)。などがある。
- (5) ・寺島俊徳『市民的不服従』(風行社、2004年)。
・筒井清輝『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』(岩波新書、2022年)。
- (6) 鄭栄鎮『在日朝鮮人アイデンティティの変容と揺らぎ——民族の想像/創造』(法律文化社、2018年)。
- (7) 杉原達「帝国という経験——指紋押捺を問い直す視座から」成田龍一ほか『岩波講座アジア・太平洋戦争1 なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』(岩波書店、2005年) pp. 47-86。
- (8) 塚島順一「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動——主に川崎からの視点として」法政大学大学院『大学院紀要』(第79巻、2017年) pp. 137-154。
- (9) 大槻和也「「朝鮮と日本のあるべき関係」を求めて——梶村秀樹によるもの会の会および指紋押捺拒否運動への活動従事を手ぐかりに」同志社大学人文科学研究『社会科学』(第52巻第4号、2023年) pp. 211-242。
- (10) 佐藤「外国人登録法と指紋押捺拒否運動」p. 106。
- (11) 本稿では、考える会発行の「ひとさし指通信」の創刊号(1984年8月)-第3号(1984年9月)、第7号(1984年11月)-第10号(1984年12月)、第14号(1985年2月)、第19号(1985年4月)、第20号(1985年4月)、第22号(1985年6月)、第23号(1985年6月)、第27号(1986年1月)、号外(1986年8月)を資料として用いた。創刊号-第7号は、考える会「人さし指の悲しみ——16歳のアピール」(出版年不明)にも所収されている。これらは筆者が運動関係者から提供を受けたものであり、その他の号についてはこれまでに存在を確認できていない(2023年5月現在)。なお「人さし指の悲しみ」は、同資料「編集にあたって」で「発足して半年にしか過ぎない」(p. 1)と書かれており、その文言から1985年1月頃に作成されたものと推測される。

- (12) 氏名の表記については、インタビューに仮名か実名かを選択してもらった。本稿でのインタビューは、全て実名での公表を希望した。なお資料の個人情報について、本人の確認が取れない場合はアルファベットで表記した。
- (13) 指紋法の発見とその経緯については、渡辺公三『司法的同一性の誕生——市民社会における個体識別と登録』（言叢社、2003年）を参照。
- (14) 指紋法の日本への導入経緯と、満洲国における指紋制度の歴史の変遷については、高野麻子『指紋と近代——移動する身体の管理と統治の技法』（みすず書房、2016年）に詳しい。
- (15) 登録所の53ヶ所すべてが警察署内に指定されていたことは、治安維持を目的として実施されたことを如実に表している（杉原「帝国という経験」pp. 50-51）。
- (16) 1952年に導入された指紋押捺は、反対運動により3度にわたり延期された。最終的には、大量切り替え年ではない1955年に実施される。
- (17) 50年代の指紋押捺拒否については、梶村秀樹「在日朝鮮人の指紋押捺拒否の歴史」『季刊三千里』（39号、1984年）pp. 44-55を参照。
- (18) 羽仁五郎（1901-1983）は、群馬県出身の歴史学者、政治家。東京帝国大学文学部史学科を卒業後、1927年に同大学史料編纂所嘱託、日本大学・自由学園の講師を務め1928年から日本大学教授。三木清とともに雑誌『新興科学の旗のもとに』を創刊。1931年に『日本資本主義発達史講座』の刊行に加わる。その後、治安維持法違反で2度逮捕され、終戦後に釈放された。1947年の第1回参議院議員選挙に無所属で当選。著書に、『転形期の歴史学』（中央公論社、1948年）、『明治維新——現代日本の起源』（岩波書店、1956年）、『都市の論理』（勁草書房、1968年）など（日外アソシエーツ編『20世紀日本人名事典 そ〜わ』（紀伊国屋書店、2004年）p. 2018）。
- (19) 田中宏・金達寿・新美隆「対談 外国人登録法をめぐる」『季刊三千里』（39号、1984年）pp. 33-34。
- (20) 李英美「朝鮮戦争前後の「密航」防止活動における住民の活用」『年報日本現代史』編集委員会編『朝鮮戦争と戦後日本』（現代史料出版、2020年）pp. 129-162。
- (21) ・田中宏「補論 指紋をめぐる歴史と運動」今村嗣夫ほか編『指紋制度撤廃への論理——外国人登録法「改正」案の総批判』（新幹社、1987年）pp. 140-150。
・高野『指紋と近代』pp. 185-192。
- (22) 金英達『日本の指紋制度』（社会評論社、1987年）p. 255。
- (23) 田中宏著・中村一成編『「共生」を求めて——在日とともに歩んだ半世紀』（解放出版社、2019年）p. 107。
- (24) 「ひとさし指の自由」編集委員会編『ひとさし指の自由——外国人登録法・指紋押捺拒否を闘う』（社会評論社、1984年）p. 232。
- (25) 佐藤「外国人登録法と指紋押捺拒否運動」pp. 102-114。
- (26) 註1のように、1982年10月の法改正以前は、14歳以上で1年以上日本に滞在する外国籍住民に指紋の押捺義務が課されていた。
- (27) 「ひとさし指の自由」編集委員会編『ひとさし指の自由』p. 232。
- (28) 1984年に、翌年(85年)の大量切り替え年での拒否者の増加を見込み、それぞれ「川崎の指紋押捺拒否者を支える会」および「横浜の指紋押捺拒否者を支える会」に発展解消した（神奈川

- 新聞社社会部編『日本の中の外国人——「人さし指の自由」を求めて』（神奈川新聞社出版局, 1985年）p. 242。
- (29) 同上, pp. 241-242。
- (30) 川崎市に続き、町田市や上尾市なども拒否者を告発しないことを表明した（寺島『市民的不服従』p. 162）。
- (31) 日立就職差別裁判とは、在日韓国人2世の朴鐘碩氏が、入社試験の氏名欄に日本名を記したなどの理由から、「嘘をついた」と日立製作所から採用取消されたことを不服として起こした裁判。1970年12月に提訴、1974年6月原告側の全面勝訴となる（国際高麗学会日本支部『在日コリアン辞典』編集委員会『在日コリアン辞典』（明石書店, 2010年）p. 369）。
- (32) 加藤恵美「在日コリアンをめぐる歴史問題と和解——「民族差別と闘う連絡協議会」の運動と「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法草案」の検討」外村大編『和解をめぐる市民運動の取り組み——その意義と課題』（明石書店, 2022年）pp. 171-173。
- (33) 李仁夏『歴史の狭間を生きる』（日本キリスト教団出版局, 2006年）p. 117。
- (34) 塚島「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動」pp. 139-140。
- (35) 神奈川新聞社社会部編『日本の中の外国人』pp. 316-317。
- (36) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」（1985年9月）p. 10。
- (37) 朴麻衣氏インタビュー（2021年12月, オンライン）。
- (38) 「ハンメ」は朝鮮語で祖母の意味。
- (39) “高校生交流の集い”実行委員会「交流記録——“日本の学校に通う 韓国・朝鮮人高校生交流の集い”報告集」（1984年7月）p. 2。
- (40) 考える会「人さし指の悲しみ」p. 17。
- (41) 朴麻衣氏インタビュー（2021年12月, オンライン）。
- (42) 日本基督教団所蔵「教師原簿 高戸竹二」。
- (43) 日本キリスト教団茅ヶ崎恵泉教会めぐみの泉——茅ヶ崎恵泉教会四十年小史——編集委員会『めぐみの泉——茅ヶ崎恵泉教会四十年小史』（日本キリスト教団茅ヶ崎恵泉教会, 1991年）pp. 10, 16。
- (44) 考える会「人さし指の悲しみ」p. 2, 朴麻衣氏インタビュー（2021年12月, オンライン）。
- (45) 高戸竹二「出会いの中で考える——社会倫理と個人倫理の不分離性について」『福音と世界』（第41巻, 1986年）pp. 42-46。
- (46) 同上, p. 44。
- (47) 同上, pp. 44-45。
- (48) 同上, p. 45。
- (49) 言及された背景には、1945年9月に、GHQにより東条英機ら39名が戦争犯罪者として逮捕命令が出されており、各界の戦争犯罪追及は必至とされていたことが挙げられる（戒能信生「戦争責任告白はいかにして成立したか」『時の徴』同人編『日本基督教団戦争責任告白から50年——その神学的・教会的考察と資料』（新教出版社, 2017年）pp. 41-42）。
- (50) 戒能「戦争責任告白はいかにして成立したか」pp. 44-46。
- (51) 「教団の今日の課題を追求 第十七回夏季教師講習会」『教団新報』1966年9月17日。

- (52) 日本基督教団『第十四回日本基督教団総会 議事録』1966年, p. 33。
- (53) 日本基督教団「教団として戦争責任に対する告白を公けにすることの建議」『第14回日本基督教団総会 議案・報告書』(1966年) pp. 202-203。
- (54) 「議長書簡」をおくるにあたって「告白」発表までの経緯『教団新報』1967年3月18日。
- (55) 高戸「出会いの中で考える」p. 44。
- (56) 考える会「人さし指の悲しみ」p. 2。
- (57) 「指紋押なつ拒否 朴麻衣さん支援へ 茅ヶ崎で連絡会が発足」『神奈川新聞』1984年7月14日。
- (58) 第1回目の市長面会の参加者は、高戸氏と麻衣氏の母親・朴壽南氏、ほか3名（「市は告発をやめよ 茅ヶ崎市長に申し入れ」『神奈川新聞』1984年7月22日）。
- (59) 同上。
- (60) 考える会「ひとさし指通信 創刊号」1984年8月20日。
- (61) 「市長に署名手渡す 朴さん支援 5582人」『神奈川新聞』1984年10月28日。
- (62) 考える会「ひとさし指通信 第6号」1984年10月8日。なお、考える会「人さし指の悲しみ」p. 16所収。
- (63) 考える会「ひとさし指通信 第7号」1984年11月1日。
- (64) 考える会「人さし指の悲しみ」p. 3。
- (65) 考える会「ひとさし指通信 第10号」1984年12月1日。
- (66) 〈2年有志の集い(仮称)「映画「指紋押捺」上映会」のチラシ。
- (67) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」。
- (68) 考える会「ひとさし指通信 第19号」1985年4月15日。85年4月2日時点で、署名数は8,021筆集まったことが報告されている。
- (69) 1982年10月以降、日本政府は指紋押捺拒否者には刑事罰のみならず、再入国不許可処分を行っており、それに対して、処分取り消しと慰謝料を求め、1982年12月にキャサリン・森川氏が、翌年(1983年)1月に崔昌華氏がそれぞれ東京地裁に提訴している(神奈川新聞社社会部編『日本の中の外国人』pp. 240-241)。
- (70) 考える会「ひとさし指通信 第20号」1985年4月30日。
- (71) 考える会「ひとさし指通信 第3号」1984年9月6日。
- (72) 同上。
- (73) 考える会「ひとさし指通信 第9号」1984年11月20日。
- (74) 考える会「ひとさし指通信 第4号」1984年9月18日。なお、考える会「人さし指の悲しみ」p. 14所収。
- (75) 同上。
- (76) 考える会「ひとさし指通信 第5号」1984年9月26日。なお、考える会「人さし指の悲しみ」p. 15所収。
- (77) 同上。
- (78) 詳しくは、民族差別と闘う関東交流集会実行委員会編『指紋押捺拒否者への「脅迫状」を読む』(明石書店、1985年)を参照。

- (79) 考える会「人さし指の悲しみ」 p. 17。
- (80) 朴麻衣氏インタビュー (2023年4月, オンライン)。
- (81) 「朝鮮人として生きたい」『がっこうかいほうしんぶん 第28号』1985年8月20日。
- (82) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」 p. 10。
- (83) 朴麻衣氏インタビュー (2021年12月, オンライン)。
- (84) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」 p. 12。
- (85) 同上, pp. 12-13。
- (86) 同上, pp. 1-10, 14-19。
- (87) 朴麻衣氏インタビュー (2023年4月, オンライン)。
- (88) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」 p. 15。
- (89) 同上, p. 4。
- (90) 同上。
- (91) 同上, p. 17。
- (92) 同上, p. 16。
- (93) 同上, p. 5。
- (94) 同上。
- (95) 朴麻衣「祖国訪問から「明日」に向かって」(1985年10月) p. 1。
- (96) 同上。
- (97) 正式名称は、「在日本朝鮮人総連合会」。日本共産党の指導下の活動から決別し、在日同胞の「朝鮮民主主義人民共和国政府の周囲」への結集を綱領に掲げ、1955年5月に結成された民族団体(国際高麗学会日本支部『在日コリアン辞典』編集委員会『在日コリアン辞典』pp. 195-197)。
- (98) 朴麻衣氏インタビュー (2021年12月, オンライン)。
- (99) 朴「祖国訪問から「明日」に向かって」 p. 1。
- (100) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」 pp. 2-3。
- (101) 朴麻衣氏インタビュー (2021年12月, オンライン)。
- (102) 朴「祖国訪問から「明日」に向かって」 p. 2。
- (103) 朴麻衣氏インタビュー (2021年12月, オンライン)。
- (104) 考える会「ひとさし指通信 第27号」1986年1月4日。
- (105) 考える会の「関係者名簿」によると、例会や署名活動に協力した70名のうち、職業および所属が確認できる人は44名で、その内訳は、教育関係者(所属に「小」「中」「高」「大学」「学院」が入る人)は25名、教会関係者は5名、「市職」は4名、「市議」は4名、会社員は3名、画家や作家が3名である。また名前に「子」「美」が入る、女性と推測できる人は、26名である。
- (106) 全国不登校新聞社「#39 駒崎亮太さん」(2018年3月) pp. 8-9。
- (107) 神奈川県高等学校教育会館県民図書館「神奈川の教育事情を聞く(7)」(2022年7月) p. 25。
- (108) 駒崎亮太氏インタビュー (2023年2月)。「ばくの会」は86年頃から発展解消し、登校拒否や教育問題を考える「カフェ・ドゥ・ソーじゃん」を市民とともに開設する。考える会で出会った石浜氏も参加していく(全国不登校新聞社「#39 駒崎亮太さん」, p. 20; 石浜みかる氏インタビュー (2023年3月))。

- (109) 石浜みかる氏インタビュー (2023年3月)。
- (110) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」p. 19。
- (111) 「「キリスト者と国家」に向き合って 石浜みかる 信仰ゆえの抵抗・挫折 戦時下の父に重なる」『中国新聞』2007年2月19日。
- (112) RACE「海をこえた美しい国——朝鮮」p. 19。
- (113) ・「「サハリンの朝鮮人」解決を きょう出発 牧師が訴えの行脚」『朝日新聞』1986年9月1日。
・「サハリン残留朝鮮人問題を訴え 1500キロ行脚, ゴールイン」『朝日新聞』1986年12月26日。
- (114) 『サハリン残留“朝鮮人・韓国人”に対する責任と償いを示す行進』支援会実行委員会「宗谷—東京(1500km)『サハリン残留“朝鮮人・韓国人”に対する責任と償いを示す行進』報告書」(1987年9月13日) pp. 2-7, 34-35。
- (115) 考える会「ひとさし指通信 号外」1986年8月28日。
- (116) 『サハリン残留“朝鮮人・韓国人”に対する責任と償いを示す行進』支援会実行委員会「宗谷—東京(1500km)『サハリン残留“朝鮮人・韓国人”に対する責任と償いを示す行進』報告書」pp. 24-25。
- (117) 朴麻衣氏インタビュー (2021年12月, オンライン)。
- (118) 朴麻衣氏インタビュー (2023年4月, オンライン)。
- (119) 韓国「嫌い」、高齢層に多く 朝日新聞社世論調査」『朝日新聞』2019年9月17日。